

放送設備のIP化に伴う放送法関係審査基準の一部改正案に対する意見

ページ番号	条項番号	意見
全体	全体	<ul style="list-style-type: none">放送設備のサイバーセキュリティ確保は重要かつ有意義な取り組みであり、民放事業者は今後も放送設備の安全・信頼性向上に努める所存です。情報通信審議会答申（2023年11月21日）の際の「放送システム委員会報告」にあるとおり、放送専用の伝送規格に対応した放送設備と、IPに対応した汎用機器で構成されるIPマスターでは、サイバーセキュリティ確保のために必要な対策が異なります。したがって、従来のSDI／ベースバンドマスター向けの規定を現行どおりとし、IPマスターに対して新たな措置を規定する方針は適切だと考えます。サイバーセキュリティは秘匿性が高く、環境変化の大きい分野でもあるため、各項目の具体的な措置については、経済合理性も勘案しながら放送事業者の判断により適時適切に選択できることが望ましいと考えます。したがって、現行規定と同様に、IPマスターのサイバーセキュリティ確保に必要な措置例を概括的に示しつつ、同等の代替措置も認めるよう規定したことは適切だと考えます。

以上